

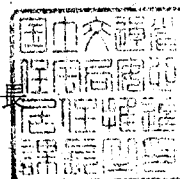
平成 24 年 12 月 25 日  
老 発 第 1225 第 2 号  
国 住 心 第 109 号

各 都道府県 福祉部局 御中  
指定都市 住宅部局  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



国土交通省住宅局安心居住推進課長



### 年末年始におけるサービス提供体制の確保について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する「有料老人ホーム」については、高齢者が居住する住まいであることから、その心身の健康の保持及び生活の安定が図られるよう、特段の配慮が必要です。

また、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」についても、実態上、その大部分が有料老人ホームにも該当していることから、同様の配慮が求められます。

今般、インフルエンザが流行シーズンに入ったこともあり（別紙参照）、また、年末年始においては、職員の勤務状況が平常時とは異なる場合も想定されるため、当該期間中においても適切なサービス提供体制が確保されるよう、下記のとおり御対応のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 事業者への周知

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅のうち、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームに該当するものを含む。以下同じ。）においては、状況把握サービスや生活相談サービスなど、介護保険サービス以外のサービスが果たす役割も大きく、また、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められる居住の場でもあることから、インフルエンザの流行にも配慮しつつ、年末年始の期間中も入居者の状況に応じて必要なサービス提供を行うことができる体制を確保するよう、各事業者への周知をお願いいたします。

#### 2. 改善に係る取組み

入居者の処遇に関して不当な行為をし、又は入居者の利益を害する行為をしたと認められる有料老人ホームの事業者に対しては、老人福祉法第 29 条第 11 項の規定により、都道府県知事、指定都市又は中核市の長は改善命令を発することができることとされていることから、1 における体制を含め有料老人ホームの事業者によるサービス提供において不適切な状況が認められたときには、必要に応じて適切な指導を行うよう、お願いいたします。

## 参 照 条 文

### ○ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

（届出等）

第 29 条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一～七 （略）

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4～12 （略）

### ○ 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）

（法第 29 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第 20 条の 3 法第 29 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。

### ○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）

（老人福祉法の特例）

第 23 条 第 5 条第 1 項の登録を受けている有料老人ホームの設置者（当該有料老人ホームを設置しようとする者を含む。）については、老人福祉法第 29 条第 1 項から第 3 項までの規定は、適用しない。

#### 【留意点】

- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条は、サービス付き高齢者向け住宅の登録を行った場合に、行政への手続を重複させることのないようにするため、老人福祉法第 1 条から第 3 条までに規定する「届出」の規定を適用しないこととする特例である。
- ・ 従って、サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているものであっても、「介護」「食事の提供」「家事」「健康管理」のいずれかのサービスを供与する住宅の場合は、老人福祉法上は有料老人ホームとして取り扱われる。

照会先：厚生労働省健康局結核感染症課  
電話：代表 03(5253)1111  
夜間直通03(3595)2263  
担当者：中嶋(内線2389)  
難波江(内線2373)

平成24年12月21日

=====  
**今年もインフルエンザが流行シーズン入り**  
**定点あたり報告数が1.17に**  
=====

平成24年第50週(12月10日～12月16日)の感染症発生動向調査で、インフルエンザの定点あたり報告数が1.17(定点数/約5,000ヶ所、報告数/5,789人)となりました。流行開始の目安としている1.00を上回ったことから、今年もインフルエンザが流行シーズンに入ったと考えられます。

■**平年並みの流行シーズン入り**

第50週での流行シーズン入りは、平年並みの時期の流行入りです。

■**すべての年齢の方に注意が必要**

季節性インフルエンザには、A/H3N2 亜型(いわゆる香港型)、A/H1N1 亜型(平成21年に流行した新型インフルエンザと同じ亜型)、B型の3つの型があり、いずれも流行の可能性があります。流行しやすい年齢層は亜型によって多少異なりますが、今年も、全ての年齢の方がインフルエンザに注意する必要があります。

インフルエンザの流行入りを機に、厚生労働省では以下の予防対策を改めて国民に周知してまいります。報道機関の皆様方にも周知への御協力をお願いいたします。

【**咳エチケット**】

インフルエンザは、インフルエンザにかかった人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫と共に放出されたウイルスを、鼻腔や気管など気道に吸入することによって感染します。インフルエンザが流行してきましたので、周囲の方々のためにも「咳エチケット」に心がけましょう。

※「咳エチケット」とは・・・

- 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐゴミ箱に捨てる。
- まめに手洗いを心がける。

今冬のインフルエンザ対策の合い言葉は、「まめにマスク、まめに手洗い」です。

【**予防接種**】

インフルエンザワクチンの予防接種は、高齢者に接種した場合、発症をある程度おさえる効果や、重症化を予防する効果があるとされており、予防接種法上の定期接種の対象となっております。

なお、詳細につきましては、**厚生労働省のインフルエンザ対策ホームページ**をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/index.html>

インフルエンザなどの感染症に関する相談窓口を開設していますので、ご活用ください。

電話番号/03-5299-3306

受付日時/9:00~17:00月曜日~金曜日(祝祭日12/29~1/3除く)